

国立大学法人東京農工大学日額旅費細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (日額旅費を支給する旅行) 第2条 日額旅費を支給する旅行は、次の各号に掲げる場合とする。 (1)・(2) (略) (3) 前2号以外の者が、次条に規定する地域等から府中市及び小金井市に所在する本学の施設等に旅行する場合。</p>	<p>本則 (日額旅費を支給する旅行) 第2条 日額旅費を支給する旅行は、次の各号に掲げる場合とする。 (1)・(2) (略) (3) 前2号以外の者が、次条に規定する地域等から府中市及び小金井市に所在する本学の施設等に旅行する場合。<u>ただし、次に掲げる旅行を除く。</u> イ <u>本学が開催する委員会等の外部委員が当該委員会等に出席するための旅行</u> ロ <u>本学が開催する講演会等の講演者が当該講演会等に出席するための旅行</u> ハ イ及びロに掲げるもののほか、学長が特に認める旅行</p>	

附 則 (細則第21号)

- 1 この細則は、平成28年1月1日から施行し、同日以降に出発する旅行から適用する。
- 2 この細則の施行日前に出発し、完了が施行日以降の旅行については、なお、従前の例による。